

等級及び職制上の段階ごとの職員数

平成30年4月1日現在

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	事務員、書記の職務	119	20.9	事務員 書記 技術員 技手 保健師 栄養士 保育士 児童指導員	18 50 7 3 5 1 32 3	181	31.8	係員級
2級	主事の職務	62	10.8	主事 技師 保育士 児童指導員	39 14 7 2			
3級	係長、主査の職務	79	13.9	主査 係長 保育士 主任保育士 主任児童指導員 養護職員 看護師	27 39 2 4 4 1 2	79	13.9	係長級
4級	主任主査の職務	117	20.6	主任主査 主任保育士 主任児童指導員 看護師	112 2 1 2	249	43.8	課長補佐級
5級	課長補佐の職務	132	23.2	課長補佐 西部支所長 洞戸診療所事務長 板取診療所事務長 保育園長 主任保育士 主任児童指導員	112 1 1 1 10 4 3			
6級	課長、主幹の職務	50	8.8	課長 議会事務局次長 洞戸事務所長 板取事務所長 武芸川事務所長 武儀事務所長 上之保事務所長 関商工高等学校事務長 主幹 児童発達支援センター所長 清掃事務所長 学校給食センター事務長 まなびセンター所長 文化財保護センター所長 中池公園事務所長 監査委員事務局長	31 1 1 1 1 1 1 1 5 1 1 1 1 1 1 1	50	8.8	課長級
7級	部長の職務	10	1.8	市長公室長 部長 会計管理者 教育委員会事務局長 議会事務局長	1 6 1 1 1	10	1.8	部長級
合計		569	100.0					

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	土木工手、水道工手、技能手、 運転手、寮母、調理員、用務員、 清掃員等(以下これらを「技能労 務職員」という。)の職務又はこ れらの職務に相当する職務	19	35.8	水道工手 運転手 調理員 校務員 清掃員	6 1 5 6 1			
2級	土木技手、水道技手、営繕技 手、運転技手及び相当の技能若 しくは経験を必要とする技能労 務職員の職務又はこれらの職務 に相当する職務	18	34.0	水道技手 運転技手 調理員 用務員 校務員	6 8 1 1 2			
3級	主任土木技手、主任水道技手、 主任営繕技手、主任運転技手及 び高度な技能若しくは経験を必 要とする技能労務職員の職務又 はこれらの職務に相当する職務	15	28.3	主任水道技手 主任運転技手 用務員 校務員	5 4 2 4			
4級	特に高度な技能若しくは経験を 必要とする主任土木技手、主任 水道技手、主任営繕技手、主任 運転技手及びその他の技能労 務職員の職務又はこれらの職務 に相当する職務	1	1.9	主任水道技手	1			
合計		53	100.0					

教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の実習教諭、実習助手 の職務	6	8.7	実習教諭 実習助手	3 3			
2級	高等学校の教諭の職務	60	87.0	教諭	60			
3級	高等学校の副校長、教頭の職務	2	2.9	副校長 教頭	1 1			
4級	高等学校の校長の職務	1	1.4	校長	1			
合計		69	100.0					

医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0		0			
2級	高度の知識経験を必要とする医 療業務を行う職務	0	0.0		0			
3級	相当高度の知識経験を必要とす る医療業務を行う職務	1	100.0	歯科医師	1			
4級	極めて高度の知識経験を必要と する医療業務を行う職務	0	0.0		0			
5級	診療所長の職務	0	0.0		0			
合計		1	100.0					

1 100.0